

## 一般社団法人明専会 理事候補者選出処理基準

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会（以下「当法人」という。）役員（理事、監事）選出規則第6条の支部よりの理事候補者推薦に関する事務処理を定める。

(選挙区別理事候補者推薦)

第2条 支部よりの理事候補者推薦者は、代議員数等を勘案し、代議員選挙区別に、会長候補者枠1名を除き、次のとおり、各選挙区支部長より推薦されるものとする。

選挙区 選挙区内調整担当者

- (1) A選挙区：東京支部長が選挙区内を調整する
- (2) B選挙区：大阪支部長が選挙区内を調整する
- (3) C選挙区：本部地区総代（仮称）が選挙区内を調整する
- (4) D選挙区：福岡支部長が選挙区内を調整する
- (5) 大学枠：常務理事が調整する

2 各選挙区よりの推薦者は、前項選挙区ごとに、選挙区内部調整担当者として記載された支部長と、常務理事が協議のうえ進めるものとする。

3 各選挙区の推薦候補者数は、役員（理事、監事）選出規則第6条第2項により、必要に応じ、理事会で見直しを行うことができる。

(支部長の役割)

第3条 各選挙区内の支部長は、選挙区ごとに、調整を担当する選挙区内支部長と協議のうえ、別途定められた枠数を原則として、代議員の中から選び、文書にて会長あて推薦する。

附 則

1 この処理基準は、当法人の設立登記の日から施行する。

2 これにより、平成23年9月の理事会決議により定められた社団法人明専会 理事候補者選出処理基準を廃止する。

3 平成26年2月6日 誤記訂正